

〔ご担当者様へ、本書は大切に保管してください。〕

福祉用具情報システム(TAIS) 情報登録の手引き

目 次

1. 福祉用具情報システム(TAIS)とは？	2
2. TAISへの情報登録	3
(1)新規の情報登録	3
○企業情報の登録	3
○福祉用具情報の登録	3
○画像情報の登録	4
○登録拒否及び取消となる事由	4
(2)福祉用具情報の追加登録	4
(3)既に登録している情報の変更	4
(4)既に登録している情報の削除	5
(5)既に登録している福祉用具の生産を終了した場合の取り扱い	5
(6)登録の期間	5
(7)TAISコードの取得	5
3. 情報登録に係る費用	6
(1)新規登録料(初年度) ※登録月から同年度末までの取り扱いとなります。	6
(2)更新料(初年度の半額)	6
(3)変更料	7
(4)削除料	7
(5)登録料等の請求	7
4. 登録用紙のダウンロード	7
5. 登録用紙の記入方法	7
(1)「企業情報」登録用紙の記入方法	7
(2)「福祉用具情報」登録用紙の記入方法	8
6. 登録書類の送付先	10
7. 介護保険福祉用具情報の取り扱いについて	11
8. 厚生労働省が取り組む福祉用具貸与価格情報公開に基づく価格情報の取り扱いについて	12
9. お問い合わせ窓口	13

平成30(2018)年 7月

公益財団法人テクノエイド協会

1. 福祉用具情報システム(TAIS)とは？

福祉用具情報システム(以下、TAIS)は、国内の福祉用具メーカー又は輸入事業者から、「企業」及び「福祉用具」に関する情報を収集し、当協会のホームページを通じて、情報発信するシステムです。

適切な福祉用具を選定・利用するためには、利用される方の身体状況や使用環境などの情報に加え、使用を検討する用具の「仕様」や「機能」、「性能」などに関する情報が必要です。

TAISは、全国に散在する福祉用具に関する情報を収集・分類、体系化し、情報提供することによって、福祉用具の適切な利用に寄与するものです。

また、TAISに情報登録された福祉用具のうち、介護保険において保険給付の対象と考えられる用具については、当協会が設置する外部の有識者からなる「介護保険給付対象福祉用具情報検討委員会」の審査を経た上で、情報提供を行っております。本情報(介護保険福祉用具情報)の取り扱いにつきましては、P11を参照してください。

また、TAISでは平成26年3月末より、厚生労働省からの指示に基づき、介護保険における福祉用具貸与価格の情報も提供することとなりました。貸与価格の情報は、国民健康保険団体連合会の情報を、国民健康保険中央会において取りまとめたものですが、TAISを通じて情報公表することにご理解とご協力をお願いします。(詳しくは、P12を参照してください。)



注意事項

- TAISへの情報登録は、メーカー等の自主的な判断に基づくものであり、任意です。
- TAISは、書面での申請に基づいて登録されるものであり、製品の安全性や性能を保証するものではありません。
- TAISに登録された製品が必ず介護保険福祉用具サービスにおける保険給付の対象となるものではありません。(詳細はP11参照)

(参考)

- 「TAIS」: Technical Aids Information System の略
- 「福祉用具の情報発信」: <http://www.techno-aids.or.jp/>

2. TAISへの情報登録

(1)新規の情報登録

新規に情報登録する場合、「企業情報」と「福祉用具情報」をお申し込みいただきます。

登録は、福祉用具の「製造事業者」又は「輸入事業者」に限ります。

別添「企業及び福祉用具情報 登録用紙一覧」から、該当する様式を選び、漏れ等が無いよう記入して、当協会に郵送で提出してください(電子メール等の受け付けは行っていません)。

なお、登録時に必要となる提出書類は、以下のとおりです。

提出書類等一覧 ※登録を希望の方は、以下の書類を必ず提出してください。

- ①送付資料一覧: 提出書類の送付書にあたります。
- ②「企業情報」登録用紙: 初回登録時のみ、ご提出いただく書類です。
- ③「福祉用具情報」登録用紙: 1製品につき1枚、ご提出いただく書類です。
- ④登録する用具の画像データ及び②③のデータ(Excelにて作成の場合): CD等にデータを入れて提出してください。
- ⑤製品カタログ: 当該製品(登録しようとしている用具)が掲載されたカタログを提出してください。なお、カタログが未作成の場合、当該製品の仕様や使用方法等が確認できる書類を添付してください。

※登録用紙は、当協会のホームページからダウンロードすることができます。

(<http://www.techno-aids.or.jp/>「福祉用具情報システムTAIS」参照)

関係書類の提出から情報発信に要する期間は、通常1ヶ月程度ですが、当該月の申込件数によっては、通常よりお時間をいただく場合があります。

毎月10日までにご提出頂いたものを翌月初から情報発信となります。(※10日が土日、祭日等の場合は締切日が前倒しとなります)また、関係書類に記入漏れや提出漏れなどがある場合には、さらにお時間をいただくこととなりますので、あらかじめ留意してください。

○企業情報の登録

企業情報は、1社につき1件の登録をお願いします。(用具情報の登録が複数になっても、企業情報の登録は1件です。)なお、福祉用具情報を1件も登録せず、企業情報のみの登録は認めておりません。

また、福祉用具情報を全て削除した場合は、企業情報も同時に削除されます。

- ・登録時の提出書類は、P3「提出書類一覧」を参照。
- ・記入方法は、P7「(1)「企業情報」登録用紙の記入方法」を参照。
- ・登録料は、P6「3. 情報登録に係る費用」を参照。

※福祉用具届出システムにおいて既に届出コードを取得済みの場合は、申請用紙に必ず届出コードの記載をお願いいたします。

○福祉用具情報の登録

福祉用具情報は、1製品につき1件の登録をお願いします。製品型番、機能、サイズや仕様が異なるもの、又は、希望小売価格が異なる場合には、区分して登録してください。福祉用具情報は何件

でも登録できます。但し、当該製品(登録しようとしている用具)が、当協会において福祉用具に当たらないと判断したものについては、登録をお断りする場合があります。

また、輸入事業者からの登録につきましては、同一製品を扱う別の輸入事業者等と重複しないよう調整させていただく場合があります。

※福祉用具届出システムにおいて既に届出コードを取得済みの場合は、申請用紙に必ず届出コードの記載をお願いいたします。

- ・登録時の提出書類は、P3「提出書類一覧」を参照。
- ・記入方法は、P8「(2)「福祉用具情報」登録用紙の記入方法」を参照。
- ・登録料は、P6「3. 情報登録に係る費用」を参照。

○画像情報の登録

福祉用具情報1件につき、1枚の画像登録をお願いします。

画像データは ピクセル数:幅(W)170pixel 高さ(W)170pixel 解像度(R)96 pixel/inch

該当製品(登録しようとしている福祉用具)の画像データをCD等に保存して提供してください。

なお、人物や場所が特定できるようなものが写っていない画像データの提供にご協力ください。

当該製品の福祉用具情報(文字情報)と画像データを確実に一致させるため、「福祉用具情報」登録用紙の「⑦画像:ファイル名/」欄には、画像データのファイル名を必ず記入してください。

なお、ご登録いただく画像は、貴社が著作権及び著作者人格権を有しているもの、あるいは使用(改変翻訳等を含む)についての全ての権利を有するものに限り、また、使用(改変翻訳等を含む)について当協会に貴社と同様の権利を付与していただきます。

○登録拒否及び取消となる事由

- ・期日までに登録料や更新料をお支払いいただけない場合
- ・TAISの趣旨に反する登録内容であることが、後日確認された場合
- ・虚偽の申請(登録内容)であることが、後日確認された場合
- ・その他TAISの登録業務に支障をきたす行為を行った場合

(2)福祉用具情報の追加登録

「新たに製品開発(改良を含む)した福祉用具」や「未登録の福祉用具」を追加登録する場合、「企業及び福祉用具情報 登録用紙一覧」から、該当する様式を選び、漏れ等が無いよう記入して、当協会に郵送で提出してください。登録に必要な書類等は、P3「提出書類一覧」から②「企業情報」登録用紙を除いた書類等となります。

関係書類の提出から情報発信に要する期間は、通常1ヶ月程度ですが、当該月の申込件数によっては、通常よりお時間をいただく場合があります。

毎月10日までにご提出頂いたものを翌月初から情報発信となります。(※10日が土日、祭日等の場合は締切日が前倒しとなります)

また、関係書類に記入漏れや提出漏れなどがある場合には、さらにお時間をいただくこととなりますので、あらかじめ留意してください。

(3)既に登録している情報の変更

情報登録時に当協会から送付した「企業または福祉用具情報登録確認用紙」に「変更前」と「変更後」の違いがはっきりと分かるように記入して、郵送又はFAXにて当協会あて提出してください。

変更は随時、受付しております。原則、翌月1日に情報の更新を行います。

インターネットから当該情報(企業または福祉用具情報)を印刷し、見え消しなどの方法で記入し、提出していただいても差し支えありません。

なお、製品型番及び価格、サイズ等を変更する場合は、原則、新規登録の取り扱いとなりますのでご承知置きください。

(4)既に登録している情報の削除

情報登録時に当協会から送付した「企業または福祉用具情報登録確認用紙」に登録削除とよく分かるよう記入し、「担当者名」を沿えて、郵送又はFAXにて当協会あて提出してください。

登録情報の削除は、毎月10日(土日、祝祭日の場合は前倒し)までにあったものを原則、翌月1日に情報の更新を行います。

インターネットから当該情報(企業または福祉用具情報)を印刷し、「削除」と「担当者名」を記入し、提出していただいても差し支えありません。当協会では、当該TAISコードを取得している企業の方かどうか確認させていただきます。

下記(6)の登録年度内に登録削除のお申し出がない場合、次年度以降、登録を更新(自動更新)したものととして、取り扱わせていただきます。

・登録料は、P6「3. 情報登録に係る費用」を参照。

なお、以下の事項に該当する場合は、当協会の判断にて登録情報を削除させていただきます。

また、一旦TAISから削除し又は削除された情報をあらためて登録する場合には、新規登録(新たなTAISコードの付与)の取扱いとなりますのでご注意ください。

- ・期日までに登録料や更新料をお支払いいただけない場合
- ・TAISの趣旨に反する登録内容であることが、後日確認された場合
- ・虚偽の申請(登録内容)であることが、後日確認された場合
- ・その他TAISの登録業務に支障をきたす行為を行った場合

(5)既に登録している福祉用具の生産を終了した場合の取り扱い

既に登録している福祉用具の生産を終了した場合、当該製品情報(登録している福祉用具)に「生産終了」と表示した上で情報を継続するか、それともTAISから情報を削除するか、いずれかを選択してください。前者の場合は、任意の様式で該当する「TAISコード」及び「生産を終了した年月」を当協会のTAIS担当まで知らせてください。また、削除する場合には、上記(4)の手続きを行ってください。

(6)登録の期間

情報登録の期間は、「年度単位(4月～翌年3月)」です。

(7)TAISコードの取得

TAISに情報登録することにより、「TAISコード」が付番されます。

TAISコードは、情報登録完了後、当協会ホームページのお知らせに掲示します。また、登録完了後、当協会から郵送する「情報登録確認用紙」でも確認することができます。

なお、TAISコードを急ぎでお知りになりたい方は、「送付資料一覧」の通信欄にその旨を記入してください。書類審査が終了しだいFAXにてご連絡致します。但し、登録する内容が未確定又は未完成のままではTAISコードをお知らせ致しません。さらに関係書類の記入漏れや提出漏れなどがある場合には、お時間をいただくこととなりますので、あらかじめ留意してください。

原則として、取得したTAISコードを第三者に譲渡することはできません。また、製品の製造権利等

を譲り受けた場合にもTAISコードをそのまま引き継ぐことはできません。このような場合には、新たに新規登録手続きを行う必要があります。詳しくは、TAIS担当までお問い合わせください。

(参考)

○TAISコードとは？

5桁の「企業コード」と6桁の「福祉用具コード」を「- (ハイフン)」で結んだ、TAISにおけるシステム管理コードです。

TAISコードは、情報の共有化に役立ち、ホームページから該当する福祉用具をいつでもどこでも検索し、閲覧することができます。

介護保険における福祉用具貸与を行う貸与サービス事業者については、平成29年8月25日付老高発0825第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知において平成29年10月の福祉用具貸与分(11月の介護給付費請求分)から介護給付費明細書にTAISコードまたは福祉用具届出コードのいずれかを記載することとされております。

3. 情報登録に係る費用

情報登録に際して、下記に定める登録料を申し受けます。

新規登録料(初年度※)		更新料(2年度目以降)	
◆企業情報の登録	10,800円/年	◆企業情報の更新	5,400円/年
◆用具情報の登録 (画像情報含む。)	6,480円/年	◆用具情報の更新 (画像情報含む。)	3,240円/年
画像情報の変更		2,160円/件	

注1) 上記の料金は、1件あたりの価格を表示しています。

注2) 登録の期間は、「年度単位(4月～翌年3月)」です。[年度内に登録を削除する旨のお申し出がない場合には、次年度以降、自動的に更新したものと取り扱わせていただきます。](#)

なお、登録削除は、随時、受け付けておりますので、[更新を希望しない場合には、年度内\(毎年3月10日まで\)に必ず申し出てください。](#)

注3) 期日までに新規登録料または更新料をお支払いいただけない場合には、当協会の判断により、情報を削除させていただきますのでご了承ください。

(1) 新規登録料(初年度) ※登録月から同年度末までの取り扱いとなります。

- 企業情報 : 1社あたり、10,800円
- 福祉用具情報 : 1件あたり、6,480円(画像情報を含む。)
- ・登録は、P3「TAISへの情報登録」を参照。

(2) 更新料(初年度の半額)

- 企業情報 : 1社あたり、5,400円
- 福祉用具情報 : 1件あたり、3,240円(画像情報を含む。)
- ・登録の期間は、P5「(6)登録の期間」を参照。

(3)変更料

- 企業情報 : 無料
- 福祉用具情報 : 画像変更のみ1件あたり、2,160円
・変更は、P4「(3)既に登録している情報の変更」を参照。

(4)削除料

- 企業情報 : 無料
- 福祉用具情報 : 無料
・削除は、P5「(4)既に登録している情報の削除」を参照。

(5)登録料等の請求

登録料の請求につきましては、情報登録が完了した後、当協会から送付する「情報登録確認用紙(登録内容をご確認いただく書類)」と合わせて、担当者様あてにご送付致します。

また、更新料のご請求につきましては、毎年4月～5月頃、担当者様あてにご送付致します。

4. 登録用紙のダウンロード

TAISに情報登録を希望される方は、当協会のホームページから下記の書類をダウンロードして使用してください。

テクノエイド協会ホームページ <http://www.techno-aids.or.jp/system/index.shtml#kibou>

1. 福祉用具情報システム(TAIS)登録の手引き([PDF:590KB](#))
2. 福祉用具情報システム仕様の手引き([PDF:1.06MB](#))
3. 送付資料一覧([PDF:100KB](#)、[Word:37KB](#))
4. 企業及び福祉用具情報登録用紙一覧([PDF:630KB](#)、[Excel:225KB](#))

※ ご提出頂く書類は 3. 4 となります。

5. 登録用紙の記入方法

(1)「企業情報」登録用紙の記入方法

【TAISのご登録担当者】 ※後日、請求書などの関係書類を送付させていただく窓口となります。

- (A) 記入日 : 本用紙に記入した日付を記入してください。
- (B) 担当部課 : 担当者の担当部課の名称を記入してください。
- (C) 担当者 : 担当者の氏名・フリガナを記入してください。
- (D) Eメールアドレス: 担当者のEメールアドレスを記入してください。
- (E) TEL : 担当者への問い合わせ電話番号を記入してください。
- (F) FAX : 担当者への問い合わせFAX番号を記入してください。
- (G) 住所 : 担当者の所在地、郵便番号・住所を記入してください。

【具体的な事項】

- ① 社(団体)名:
貴社の「正式名称」及び「フリガナ」を記入してください。

※フリガナに濁点がある場合でも同一枠内に記入してください。

②経営形態：

該当する「経営形態」を一つ選び○印を付けてください。「5. その他」を選んだ場合には（ ）内に具体的に記入してください。

③代表者：

貴社の「代表者の氏名」及び「フリガナ」を記入してください。

④本社所在地：

本社の状況を記入してください。

- 郵便番号：郵便番号を算用数字で記入してください。
- 住所：都道府県名から所在地の住所を記入してください。
- TEL：算用数字で「-」を境に左詰めで記入してください。
- FAX：算用数字で「-」を境に左詰めで記入してください。
- 法人番号：国税庁に登録されている法人番号(13桁)を記入してください。
法人番号は国税庁の法人番号公表サイトで調べることができます。
<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>
- ホームページアドレス：ホームページを開設している場合、アドレスを記入してください。

⑤設立年月：

該当する「設立元号」を選び、○印を付けてください。また、その「設立年月」を算用数字で記入してください。(個人経営の場合には、創業した年月を記入してください。)

⑥商品に関する問い合わせ窓口：

商品の問い合わせ窓口を記入してください。なお、本社所在地と同じ場合には、「担当部課」欄のみ記入してください。

- 郵便番号：郵便番号を算用数字で記入してください。
- 住所：都道府県名から所在地の住所を記入してください。
- TEL：算用数字で「-」を境に左詰めで記入してください。
- FAX：算用数字で「-」を境に左詰めで記入してください。
- Eメールアドレス：商品等お問い合わせ用のEメールアドレスを記入してください。

⑦国外福祉用具の輸入を行っている場合：

福祉用具を輸入している場合、主な国名とメーカーを最大6社まで記入してください。

(2)「福祉用具情報」登録用紙の記入方法

【全体的な留意事項】

a. 登録する福祉用具によって、登録用紙が異なりますので注意してください。

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| 【車いす(手動)】(B-01) | 【リフト】(B-06) |
| 【車いす(電動)】(B-02) | 【吊り具】(B-07) |
| 【電動三・四輪車】(B-03) | 【補聴器】(B-08) |
| 【ベッド本体】(B-04) | 【その他の福祉用具】(B-10) |
| 【マットレス/床ずれ防止マットレス】(B-05) | 【徘徊老人監視システム】(B-11) |

※登録用紙は、当協会のホームページからダウンロードすることができます。

(<http://www.techno-aids.or.jp/>「福祉用具情報システムTAIS登録用紙はこちらから」参照)

- b. 福祉用具情報は、1製品について、1件の登録をお願いします。
- c. 複数の福祉用具を登録希望する場合、登録用紙をコピー等して利用してください。
- d. 仕様欄に記入する項目及び内容は、「仕様の手引き」を参考にしてください。
- e. 仕様や特徴等の欄には文字制限があるため、希望する内容の全てを掲載できない場合があります。また、記入された内容に不適切な文言等が含まれている場合には、当協会の判断により内容を削除又は変更させていただくことがあります。
- f. 貴社において記入された仕様や性能等の情報は、当協会において一切責任を負いません。また、TAISへの情報登録は、当該製品(登録しようとしている製品)の機能面や安全面を保証するものではありません。

【具体的な事項】

①会社(団体)名:

貴社の「正式名称」及び「フリガナ」を記入してください。

※フリガナに濁点がある場合でも同一枠内に記入してください。

②製品型番:

登録する福祉用具の「製品型番」を30文字以内で記入してください。

なお、二つ以上の型番を記入することは、原則として認めておりません。

※但し、色違いの場合は可

③商品名:

登録する福祉用具の「商品の正式名称」を60文字以内で正確に記入してください。

④JANコード:(この欄は「記入不要」です。)

⑤製品区分:

該当する「製品区分」に○印を付けてください。なお、「2. 輸入製品」を選んだ場合、()内にその製造事業者名を記入してください。

⑥希望小売価格:

「希望小売価格(消費税抜き)」を算用数字の円単位で記入してください。

※ メーカー希望小売価格を設定せず、オープン価格としている場合には、実勢価格を記入することに協力してください。

⑦画像:(ファイル名)

登録する福祉用具の「画像データのファイル名」を記入してください。

該当製品(登録しようとしている福祉用具)の画像データをCD等に保存して提供してください。

なお、人物や場所が特定できるようなものが写っていない画像データの提供にご協力ください。

※当該製品(登録しようとする福祉用具)の福祉用具情報(文字情報)と画像データを確実に一致させるため、本欄には必ず「画像データのファイル名」を記入してください。

⑧給付対象:(この欄は「記入不要」です。)

⑨課税:(この欄は「記入不要」です。)

⑩発売年月:

該当する「設立元号」を選び、○印を付けてください。また、その「年月」を算用数字で記入してください。

なお、TAISへの情報登録は、原則として販売開始している製品となります。但し、カタログ等にTAISコード等を記載するため、販売開始前の情報登録を希望する場合、登録する内容が変更しないことを条件に、当協会の担当者と予め協議し、その都度、判断させていただきます。

登録完了から発売までの間に情報の変更が生じた場合には、当該情報を削除させていただきます。

～～～ ここからは様式によって異なりますので注意してください。～～～

○仕様：別添「仕様の手引き」を参考に記入してください。

■登録用紙(B-01～11)の場合

当協会において検討した福祉用具の表示ガイドラインに基づく仕様形態となっております。記入方法がわからない場合は、当協会までお問い合わせください。

■登録用紙(B-10)の場合

当該製品(登録しようとする福祉用具)を別添「仕様の手引き」の中から選び、表示されている程度の仕様を最低限記入してください。

項目及びその内容は、最大20まで設定することができます。当該製品(登録しようとする福祉用具)の仕様や機能がわかるようできるだけ詳細に記入してください。

但し、項目は40文字、内容は60文字を限度としています。

○カラー：「カラー」のある用紙は、最大で6種類まで記入することができます。1項目20文字を限度としています。

○特徴：当該製品(登録しようとする福祉用具)の特徴を端的に記入してください。200文字を限度としています。

○使用上の注意：当該製品(登録しようとする福祉用具)の使用上の注意を記入してください。100文字を限度としています。

※記入に際しての注意事項：必ずお読みください。

◎ 仕様や特徴等の欄には文字制限があるため、希望する内容の全てを掲載できない場合があります。また、記入された内容に不適切な文言等が含まれている場合には、当協会の判断により内容を削除又は変更させていただくことがあります。

◎ 貴社において記入された仕様や性能等の情報は、当協会において一切責任を負いません。また、TAISへの情報登録は、当該製品(登録しようとしている製品)の機能面や安全面を保証するものではありません。

6. 登録書類の送付先

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階
公益財団法人テクノエイド協会 企画部 TAIS担当

電話番号 03-3266-6883

ファクシミリ 03-3266-6885

<http://www.techno-aids.or.jp/>

※電子メール等による登録書類の受け付けは行っておりません。

7. 介護保険福祉用具情報の取り扱いについて

○ 介護保険福祉用具情報とは？

TAISに情報登録いただいた書面情報を基に介護保険において給付対象と考えられる福祉用具について、厚生労働省告示並びに取扱いに関する通知(「解釈通知」という。)に基づき、当協会の判断により、それぞれ「貸与」又は「販売」のマークを掲載している参考情報です(なお、TAIS登録時に提供された書面情報のみでは判断できなかったものについては、「貸与」や「販売」のマークを表示しておりません)。

- 対象用具の判断につきましては、外部の有識者からなる検討委員会を当協会内に設け、年12回の開催をもって判断します。また、介護保険の給付対象と考えられる福祉用具を選定した情報であり、製品の安全性や機能面を保証するものではありません。なお、対象用具の選定につきましては、毎月10日締め切り(10日が土日、祭日等の場合は締切日が前倒しとなります)までに登録された情報を原則、毎月25日開催の委員会にてそれぞれ判断することとしています。
- 対象用具の選定につきましては、TAIS申請時にご提出いただいた書類及び当該企業のホームページ等を参考にする書類審査を基本としております。従いまして、後日、記載された内容の誤りや虚偽の記載等が認められた場合には、貸与及び購入の表示を見直し、対象から外れる場合があります。
- TAISに掲載された福祉用具のみが介護保険の給付対象となるわけではなく、未掲載のものであっても介護保険の給付対象となる福祉用具があることにご留意ください。詳しくは、市町村の介護保険担当窓口へお問い合わせください。また、掲載している情報の中には、オプション品を併載している場合がありますが、当協会では掲載している全てのオプション品を含めて、対象用具か否かを判断している訳ではありませんのでご留意ください。
- 実際の福祉用具の選定につきましては、要介護者の症状、介護者の状況あるいは住宅の状況等、使用される場面に対応した適切な選定が必要となります。詳しくは、メーカー又は最寄りの福祉用具サービス事業所等にお問い合わせください。
- 「自動排泄処理装置」につきましては、対象用具の選定にあたり、当協会で定めるモニターテストの実施をお願いしております。詳しくは、TAIS担当までお問い合わせください。

8. 厚生労働省が取り組む福祉用具貸与価格情報公開に基づく価格情報の取り扱いについて

(情報公開の背景)

この価格情報の公表につきましては、平成25年12月20日、社会保障審議会介護保険部会において取りまとめられた、「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて行うものであり、介護保険における貸与価格の適正化に向けた取組の一環として、利用者や家族をはじめとした国民が幅広く活用できるよう貸与価格情報の公表をテクノエイド協会のホームページ上で行うものです。

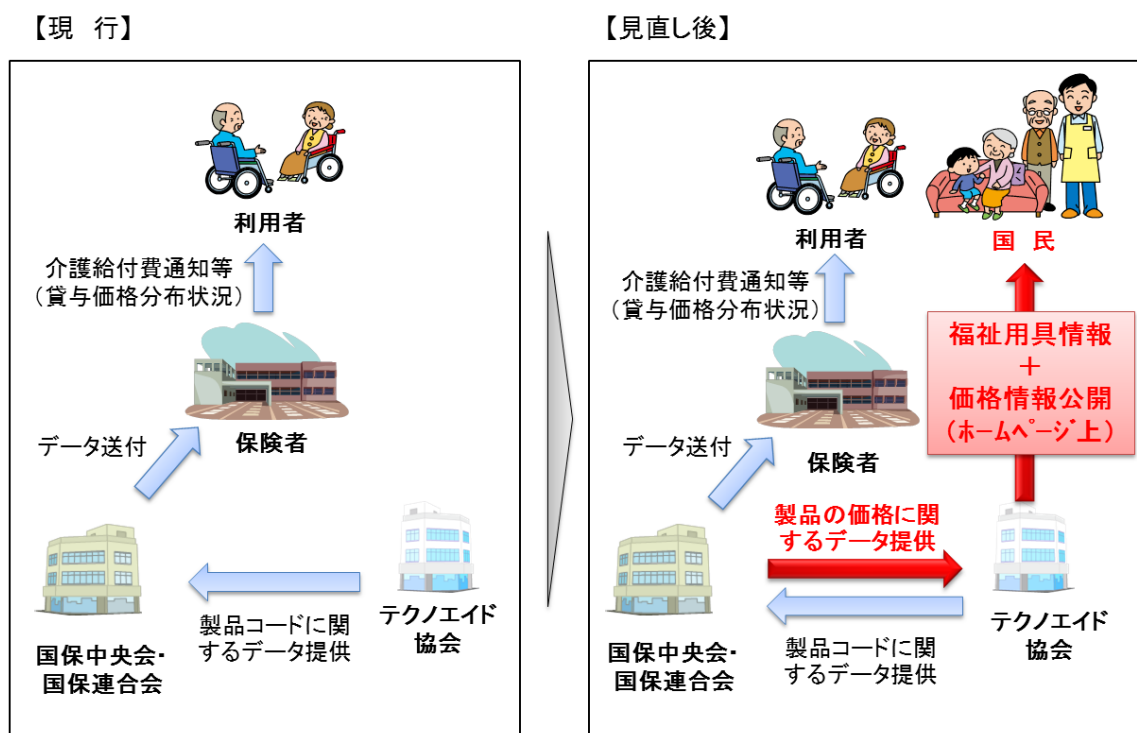
(情報の取扱について)

介護保険における福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付がなされるよう、保険給付における公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付される仕組みとされています。

従って、貸与価格は同一製品であっても、取り扱う福祉用具貸与事業者のサービス内容(アセスメント、用具の選定、計画書作成、搬出入、モニタリング、メンテナンス、消毒等)によって異なります。

実際の貸与価格に関するお問い合わせは、福祉用具のメーカーではなく、最寄りの福祉用具貸与事業者へお願いします。但し、掲載している全ての福祉用具を最寄りの福祉用具貸与事業者が取り扱っているわけではありませんのでご注意ください。

◆参考資料:平成25年9月18日 社会保障審議会介護保険部会(第48回) 資料抜粋



9. お問い合わせ窓口

TAISに関わる、ご質問やご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

〒162-0823

東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階

公益財団法人テクノエイド協会 企画部 五島、伊東、山下

電話番号 03-3266-6883

ファクシミリ 03-3266-6885

<http://www.techno-aids.or.jp/>

